

平成30年度事業計画

【公益目的事業1】 公正かつ自由な宅地建物取引に係る経済活動の機会の確保 及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする不動産情報提供支援事業

1.安心・安全な不動産物件情報の提供

- 1)ハトマークサイトの利活用の促進及びシステムの改良について
- 2)不動産公正競争規約によるハトマークサイト登録物件の監督・管理
- 3)ハトマークサイト登録物件の取引におけるトラブルの対応
- 4)国及び行政への不動産物件情報の提供
 - (1)災害協定に基づく県借上げの民間賃貸住宅の物件情報の提供
 - (2)業務協定(代替地及び定住・二地域居住等)に基づく物件情報の提供
 - (3)空き家・空き地バンク事業の促進に関する支援事業

2.不動産に関する無料相談

- 1)無料相談所相談員による不動産取引の事前相談及び取引によるトラブル等の相談業務の実施
- 2)業法64条の5(苦情の解決)に基づく相談事項の解決
- 3)不動産広告に関する無料相談業務の実施
- 4)相談員に対する研修会の実施

【公益目的事業2】 地域社会の健全な発展と一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とすると共に宅地建物取引業の適正な運営を確保し、公正な宅地建物取引の推進及び不動産に関する正しい知識の普及啓発事業

- 1.一般消費者及び会員等に対する研修会の実施
- 2.有識者による講演会の実施
- 3.宅地建物取引士資格試験の適正・円滑な実施
- 4.宅地建物取引士証の交付並びに更新のための法定講習会の実施
- 5.新免許取得者に対する研修会の実施

【収益事業】 不動産賃貸業

- 1.当協会の基本財産である土地及び建物の一部を他団体に賃貸する。

【その他の事項】

- 1.入会促進及び協会記念事業等に関する事業
- 2.行政との協定書に基づき会員が行う事業等に関する支援
- 3.要望事項の実施

税制改正や土地住宅政策が国民生活に直接多大な影響を及ぼすことから、住生活環境の安定を図るために不動産市場の活性化や住宅取得支援に資する各種の提言を、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会と連携して行うと共に、当協会では次の要望活動をおこなう。要望活動の過程で政治・経済状況に変化が生じた場合は、臨機応変に対応していくこととする。

1)国への要望事項

- (1)県内の除染作業終了後に発生した土等の廃棄物を処理する中間貯蔵施設を速やかに建設すること
- (2)公益社団法人移行による税制の抜本改革をすること
- (3)平成31年度税制改正及び土地住宅政策に関すること(全宅連と連携して行う。)

2)福島県への要望事項

- (1)公的審査議会等へ宅建協会から登用すること
- (2)空き家・空き地バンク事業等の促進を図るため農地転用許可基準の運用を見直しすること
- (3)市街化調整区域の見直しをすること
- (4)用途地域外も用途地域内の農地転用と同等な法の整備や運用をすると共に「資金調達を証する書面」も宅地造成費用のみの要件とすること
- (5)非線引き都市計画区域内の用途地域の定めのある区域は、農地転用手続きを許可制ではなく「届出制」にすること